

平成28年4月25日

各 位

大同生命保険株式会社
代表取締役社長 工藤 稔

「平成28年熊本地震」の被災者の方々への契約者貸付・入院給付金の特別取扱について

このたびの熊本地震により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申し上げます。
一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

T&D保険グループの大同生命保険株式会社（社長 工藤 稔）では、このたびの震災により被災されたご契約者さまに対して、以下のお取扱いをさせていただくことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 契約者貸付（新規貸付）のお取扱い

新規の契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息免除の対応をいたします。

対象契約者	災害救助法適用地域（※1）の被災のご契約者
金利	年利 0.0%
上記金利 適用金額	契約者貸付限度額まで
上記金利 適用期間 （※2）	平成28年10月31日まで
受付期間 （※2）	平成28年6月30日まで

（※1）平成28年（2016年）熊本地震に係る災害救助法の適用地域。

（※2）平成28年4月14日から遡及して適用する。

2. 入院給付金のお支払いに関する特別取扱

次の場合には、入院が必要であった期間についても、入院したのものとして入院給付金をお支払いいたします。

状況	対応方法
ただちに入院できなかった場合	地震により入院治療が必要なケガをされたものの、被災地等の事情により、ただちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合には、お客さまからお申出いただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始されたものとして入院給付金をお支払いいたします。
必要な入院治療を受けられなかった場合 (退院せざるをえなかった場合)	引き続き入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、当初の予定より早く退院し自宅、避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。
医療施設に入院できなかった場合	入院治療が必要であったにもかかわらず、被災地等の事情により、入院できず自宅・避難所または臨時施設等で療養された場合には、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことにより、当該期間についてもご入院されたものとして入院給付金をお支払いいたします。

(注) これらのお取扱いにつきましては、熊本地震にかかる災害救助法の適用地域を対象といたします。

大同生命コールセンター

《被災されたお客さま専用番号》

0120-901-367 (通話料無料)

当面、受付時間を延長してご相談を承ります。

受付時間：月～金/9時～19時 土/9時～17時 (日・祝日を除きます)

※4月30日(土)はシステムメンテナンスのため、受付を停止させていただきます。

《ご契約のご照会・お手続きの番号》

0120-789-501 (通話料無料)

受付時間：9時～18時 (土・日・祝日・年末年始を除きます)

以上

〔お問合せ先〕 広報課 TEL 03-3272-6206